

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和8年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務を行う。</p> <p>■個人住民税の賦課業務</p> <p>①個人からの申告(市申告書・確定申告書)、各支払者(給与・年金・報酬・配当等)からの報告書等、賦課資料の提出を受ける。</p> <p>②住民基本台帳等から賦課期日現在の対象者の把握を行う。</p> <p>③課税資料に基づき個人住民税額の算定を行う。</p> <p>④納税通知書による税額の通知を行う。</p> <p>⑤賦課決定後も随時、課税資料等に基づき、税額の更正を行う。</p> <p>⑥本人からの申請により所得・税額等の証明書を発行及び他市町村等からの所得・課税状況の照会に回答する。</p> <p>⑦住民登録外の課税に伴う他市町村への課税権通知を行う。</p> <p>⑧減免申請書の受理及び承認又は却下の決定を行う。</p> <p>⑨給与支払者等からの各種申請・届出書を受け、徴収方法の変更等の処理を行う。</p> <p>■軽自動車税の賦課業務</p> <p>①定置場が中津市に所在する原動機付自転車及び小型特殊自動車について、申告書を受け、標識の交付(ナンバープレートと標識交付証明書を発行)及び課税台帳への登録・抹消を行う。</p> <p>②定置場が中津市に所在する軽自動車・二輪の小型自動車等については、大分県市長会を通じて申告書(報告書)を受け、課税台帳への登録・抹消を行う。</p> <p>③賦課期日現在に台帳に登録された車両について、賦課をし納税通知書の発送を行う。</p> <p>④本人からの申請により車検用納税証明書の発行を行う。</p> <p>⑤減免申請書の受理及び承認又は却下の決定を行う。</p> <p>■還付事務</p> <p>マイナポータルに紐づけられた口座への還付を行う。</p> <p>■法定受託事務に係る業務</p> <p>①死亡届を受け、課税証明を発行し死亡届と共に税務署へ通知する。</p> <p>②登記通知等による固定資産の異動状況を県に通知する。</p>
③システムの名称	<p>■全業務共通</p> <p>1 統合宛名システム</p> <p>2 中間サーバー</p> <p>■個人住民税の賦課業務</p> <p>1 個人住民税システム</p> <p>2 申告支援システム</p> <p>3 国税連携システム</p> <p>4 電子申告(eLTAX)システム</p> <p>5 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>■軽自動車税の賦課業務</p> <p>1 軽自動車税システム</p> <p>2 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>■固定資産税・都市計画税の賦課業務</p> <p>1 固定資産税・都市計画税システム</p> <p>2 固定資産税業務支援システム</p> <p>3 家屋評価システム</p> <p>4 電子申告(eLTAX)システム</p> <p>5 行政基本システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 個人住民税課税情報ファイル</p> <p>2. 軽自動車税課税情報ファイル</p> <p>3. 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部税務課 TEL0979-62-9876
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部税務課 TEL0979-62-9876
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・マイナンバー取得は、申請者及び事業者等からの提供を原則とする。 ・住基ネットによる照会は、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報により行う。 ・複数人での確認を行い、マイナンバー紐づけを行う。 ・事務処理手順をマニュアル化し共有している。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐため、紙ベースでは施錠可能なバッグで移転を行い、データは原則としてローカルネットワーク内でのみ移転を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部 税務課	総務部 税務課	事後	部署名の変更に伴い、修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 濱田 秀喜	税務課長 今津 時昭	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市財務部税務課 TEL0979-22-1111	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部税務課 TEL0979-22-1111	事後	部署名の変更に伴い、修正
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 今津 時昭	税務課長 濱田 光国	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	委託しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	なし	自己点検、内部監査、外部監査のいずれも行っている	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 ～略～18, 23～略～37, 39～略～48, 54～略～84, 87～略～第20条	番号法第19条第7号 ～略～18, 20, 23～略～37, 38, 39～略～48, 53, 54～略～84, 85の2, 87～略～第20条及び第21条第5項	事後	関係法令の改正に伴い、修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 濱田 光国	税務課長	事後	所属長の役職名のみ修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	規則第15条等に規定による再評価の実施
令和2年8月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	規則第15条等に規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	vⅡしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>■固定資産税・都市計画税の賦課業務</p> <p>①登記通知、建築確認申請、農地転用の申請、国税申告資料、償却資産申告書等により固定資産の異動状況を取得。</p> <p>②住民基本台帳等より賦課期日現在の納税義務者を設定。</p> <p>③現況の固定資産の状況を確認し、固定資産評価基準に基づき税額を算定する。</p> <p>④納税通知書による税額の通知を行う。</p> <p>⑤賦課決定後も随時、課税資料に基づき、税額の更正を行う。</p> <p>⑥本人からの申請により課税情報の証明等を発行する。</p> <p>⑦減免申請書の受理及び承認又は却下の決定を行う。</p> <p>■法定受託事務に係る業務</p> <p>①死亡届を受理し、課税証明を発行し死亡届と共に税務署へ通知する。</p> <p>②登記通知等による固定資産の異動状況を県に通知する。</p>	<p>■固定資産税・都市計画税の賦課業務</p> <p>①登記通知、建築確認申請、農地転用の申請、国税申告資料、償却資産申告書等により固定資産の異動状況を取得。</p> <p>②住民基本台帳等より賦課期日現在の納税義務者を設定。</p> <p>③現況の固定資産の状況を確認し、固定資産評価基準に基づき税額を算定する。</p> <p>④納税通知書による税額の通知を行う。</p> <p>⑤賦課決定後も随時、課税資料に基づき、税額の更正を行う。</p> <p>⑥本人からの申請により課税情報の証明等を発行する。</p> <p>⑦減免申請書の受理及び承認又は却下の決定を行う。</p> <p>■還付事務</p> <p>マイナポータルに紐づけられた口座への還付を行う。</p> <p>■法定受託事務に係る業務</p> <p>①死亡届を受理し、課税証明を発行し死亡届と共に税務署へ通知する。</p> <p>②登記通知等による固定資産の異動状況を県に通知する。</p>	事前	事務の見直しによる修正
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年4月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年4月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117及び120の項(情報照会の根拠) ・番号法別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条及び第21条第5項	番号法第19条第8号(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117及び120の項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式改正に伴い追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を守っている。 ・マイナンバー取得は、申請者及び事業者等からの提供を原則とする。 ・住基ネットによる照会は、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報により行う。 ・複数人での確認を行い、マイナンバー紐づけを行う。 ・事務処理手順をマニュアル化し共有している。	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	漏えい・滅失・毀損を防ぐため、紙ベースでは施錠可能なバッグで移転を行い、データは原則としてローカルネットワーク内でのみ移転を行う。	事後	様式改正に伴い追加
令和8年6月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117及び120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	地方税法に対応する項番号の修正
令和8年6月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和8年6月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)